

北信地区中学校体育連盟規約

第1章 名称および事務所

第1条 この連盟は、北信地区中学校体育連盟という。

第2条 この連盟の事務所は、長野市内中学校におく。

第2章 目的および事業

第3条 この連盟は、北信地区中学校体育の健全な発展をはかることを目的とする。

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために長野県中学校体育連盟（県中体連）と緊密な連携を取り、次の事業を行う。

- 1, 中学校体育に関する研究調査
- 2, 中学校体育講習会の開催
- 3, 中学校体育大会の開催
- 4, 中学校体育に関する諸団体との連絡提携
- 5, その他この連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組織

第5条 この連盟は、北信地区内各郡市中学校体育連盟（郡市中体連）をもって組織する。

第4章 役職員

第6条 この連盟につきの役職員をおく。

会長 1名 副会長 4名 理事長 1名 理事 5名 評議員 5名
監事 2名 幹事 6名 専門委員 若干名

役職員の人数を増やす場合は、理事・評議員会で決定する。

第7条 役職員は、次の方法で選出する。

- 1, 会長は、各郡市中体連会長の中から順番に選出する。長野上水内、飯水、更埴、中野・下高井、上高井の順番とする。
- 2, 副会長は、各郡市中体連会長がその任にあたる。
- 3, 理事長は、長野市中体連委員長がその任にあたる。
- 4, 理事は、各郡市中体連副会長がその任にあたる。
- 5, 評議員は、各郡市委員長がその任にあたる。
- 6, 監事は、長野上水内校長会の中から選出する。
- 7, 幹事は、長野上水内中体連幹事の教頭、長野上水内中体連副委員長でその任にあたる。
- 8, 専門委員は、地区選出の北信中体連専門委員を会長が委嘱する。

第 8 条 役職員の任務

- 1, 会長は、この連盟を代表して会務を統轄する。
- 2, 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3, 理事・評議員は、理事・評議員会を構成し、理事・評議員会の議決にもとづいて会務を執行する。
- 4, 理事長は、理事・評議員会を代表する。
- 5, 監事は、会計を監査する。
- 6, 幹事は、理事・評議員会に次の事項を提案し、承認を得て任務を遂行する。
 - (1) 会長、副会長、監事の選出に関する事。
 - (2) 予算、決算に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) その他重要事項。
- 7, 専門委員は、理事・評議員会の要請により業務の企画運営にあたる。
- 8, 幹事は、この連盟の事務をつかさどる。

第 9 条 役員任期は 1 年とする。ただし重任を妨げない。

第 5 章 会 議

第 10 条 この連盟の会議は、理事・評議員会、専門委員会とする。

第 11 条 理事・評議員会は会長が召集する。専門委員会は理事長が召集する。

第 12 条 理事・評議員会は、理事、評議員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。議決は多数決による。

第 6 章 会 計

第 13 条 この連盟の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- 1, 県中体連の交付金
- 2, 補助金、寄付金
- 3, その他の収入

第 14 条 この連盟の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

付 則

- 1 この規約の改正は、理事・評議員会の議決による。
- 2 この規約は、平成 13 年 2 月 8 日より施行する。
- 3 この規約は、平成 23 年 4 月 26 日 一部改正。
- 4 この規約は、平成 28 年 11 月 21 日 一部改正。